

令和5年2月28日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 金 澤 健 司

「令和4年度 メディアプロモーションによる誘客促進事業」
委託業務に係る企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

「令和4年度 メディアプロモーションによる誘客促進事業」委託業務

2. 参加表明

(1) 表明期限 令和5年3月7日（火）15:00

(2) 表明方法 別紙「参加表明書」へ必要事項を記入の上、期限内にメール提出すること。

(3) 提出先 国内誘客部 菊地、坂本

to_kikuchi@visithkd.or.jp、h_sakamoto@visithkd.or.jp

3. 提出物について

企画提案書及び見積書（※ 詳細は、企画提案指示書を参照してください）

4. 今後のスケジュール

(1) 当事業への参加表明 3月7日（火）15:00まで

(2) 企画提案書提出 3月20日（月）10:00まで

(3) 審査会 3月22日（水）予定

(4) 結果通知 3月23日（木）以降

※企画書は下記提出先まで、紙面、並びにデータで提出すること。

※6社以上の企画提案があった場合、書面審査により審査会に参加する5社を選定する。

5. その他

本事業に関する事業説明会はございません。事業内容に関する質問を令和5年3月7日（火）15時まで、メールで個別に受け付けます。回答については、全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、3月8日（水）以降、速やかに通知します。

<お問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

国内誘客部 担当：菊地、坂本

TEL : 011-231-5881

E-mail : to_kikuchi@visithkd.or.jp、h_sakamoto@visithkd.or.jp

「令和4年度 メディアプロモーションによる誘客促進事業」委託業務
企画提案指示書

1. 委託業務名

「令和4年度 メディアプロモーションによる誘客促進事業」委託業務

2. 事業目的

感染症対策と社会経済活動の両立が全国的に求められている中、北海道においても観光産業の活性化を図る必要がある。当事業では、現在実施されている全国旅行支援「HOKKAIDO LOVE! 割」等、旅行需要喚起施策（以下、旅行需要喚起施策とする）の利用を促進するため、テレビCMなどの媒体を用いて広告宣伝プロモーションを実施し、北海道への誘客に繋げる。

3. 委託期間

契約締結日から令和5年6月30日まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 予算上限額

100,000千円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む）

感染症の感染拡大状況などを鑑みて、委託業務の内容及び予算上限額などについて変更する場合、又は事業が中止となる場合がある。

以上の場合は、当機構と企画提案者により、委託業務変更内容、契約締結実施可否について協議し、決定することとする。

国費事業の為、国の判断により、事業の延期または中止となる場合がある。

6. 業務内容及び実施方法

(1) 全体概要

- ・テレビCMやSNS、サブスクリプションなどのWEB広告を媒体として旅行需要喚起施策の利用を促進し、本道への誘客強化、並びに道内旅行促進を図るプロモーションとする。
- ・広告出稿する素材となる15秒のPR動画を1本作成し、各媒体で広告展開すること。
- ・プロモーション展開時期は、旅行需要喚起施策の実施期間中とする。
- ・旅行需要喚起施策の展開状況を踏まえ、当機構及び北海道と協議の上、広告物の差し替え、内容変更を柔軟に実施し、各施策が北海道誘客へ繋がるよう展開すること。また旅行需要喚起施策が実施前、一時停止中、または終了している場合、当機構とプロモーション計画を協議すること。
- ・広告物に関する企画、編集、データ加工、権限処理を含む各種手続きなどの制作業務、広告展開に必要な各種プロモーションの実施など、企画、制作、効果的な展開に至るまで、一切の必要業務を行うこと。
- ・各広告物は、当機構及び北海道との協議を経て内容を確定した後、広告展開するものとする。
- ・感染状況によっては当機構及び北海道と協議の上、感染症対策に関する啓発内容を広告に追加、

または広告展開を一時停止するなど、柔軟に対応すること。

(2) プロモーション動画制作

広告出稿する素材となる 15 秒の PR 動画を 1 本、作成すること。構成については、下記に沿う内容にて企画、提案すること。

- ・道内外で北海道観光 PR を実施するにあたって道内出身の訴求力のあるタレントを起用し、北海道観光 PR キャラクター「キュンちゃん」(以下、キュンちゃんとする) とコラボレーションした動画を作成すること。
- ・春夏秋冬、季節を問わず PR 動画として活用できる内容とすること。
- ・一定の地域に偏ることなく、北海道全体をバランス良く訴求する内容とすること。
- ・動画のラストカットには、旅行需要喚起施策を訴求する枠を設けること。また、訴求内容が変更となっても対応できる仕様とすること。
- ・各広告物には、旅行需要喚起施策のロゴ、北海道観光振興機構のロゴなどを盛り込むこと。

(3) プロモーション展開

下記媒体を用い、道内外へプロモーションを展開すること。

ア テレビCM

① 広告物

- ・当事業で制作する北海道 PR 動画を入稿素材として使用すること (※)。
- ・旅行需要喚起施策の実施状況に合わせた内容とし、広告物に変更が必要となる場合、当機構と協議の上、編集すること。

※動画完成までの間、必要に応じて当機構が所有する広告物の暫定的な使用を可とする。その際、旅行需要喚起施策の実施状況に合わせた内容とし、広告物に変更が必要となる場合、当機構と協議の上、編集すること。

② 展開イメージ

- ・テレビCMを用いて北海道誘客を促進すること。また、旅行需要喚起施策の実施状況を踏まえ、機構とプロモーション計画を協議の上、展開すること。
- ・実施エリアは、関東、関西および道内とする。プロモーション効果が最大となるよう、予算配分などを考慮すること。
- ・企画提案内容には、放映エリア、放送局、放映期間、時間帯とその選定理由、想定 PRP (延べ個人視聴率)、ターゲットなどを盛り込むこと。

イ WEB 広告

① 広告物

- ・当事業で制作する北海道 PR 動画を入稿素材として使用すること (※)。
- ・旅行需要喚起施策の実施状況に合わせた内容とし、広告物に変更が必要となる場合、当機構と協議の上、編集すること。

※動画完成までの間、必要に応じて当機構が所有する広告物の暫定的な使用を可とする。その

際、旅行需要喚起施策の実施状況に合わせた内容とし、広告物に変更が必要となる場合、当機構と協議の上、編集すること。

②展開イメージ

- ・YouTube、SNS、サブスクリプションなどの Web 広告を活用し、北海道誘客を促進すること。また、旅行需要喚起施策の実施状況を踏まえ、機構とプロモーション計画を協議の上、展開すること。
- ・実施エリアは全国とする。プロモーション効果が最大となるよう、予算配分などを考慮すること。
- ・企画提案内容には、選定 web 広告媒体名、媒体毎のターゲット、視聴回数、視聴単価などを盛り込むこと。

ウ オンライントラベルエージェント (OTA) WEB サイト

①広告物

- ・OTA WEB サイトのバナー広告などを活用し、サイトを訪問する旅行関心層が旅行需要喚起施策を活用して来道するよう、プロモーションを展開すること。
- ・動画同様、道内出身の訴求力のあるタレントと「キュンちゃん」がコラボレーションした構成とすること。
- ・旅行需要喚起施策の実施状況に合わせた内容とし、広告物に変更が必要となる場合、当機構と協議の上、編集すること。

②展開イメージ

- ・旅行需要喚起施策の実施状況を踏まえ、機構と展開計画を協議の上、プロモーション展開すること。また契約締結後、速やかに広告展開すること。
- ・企画提案内容には、実施イメージ、掲載サイト、各サイト PV 数、掲載期間などを盛り込むこと。
- ・1,000 千円 (税込) を目安として、予算へ盛り込むこと。

7. 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力 (プレスリリースによる無料パブリシティ等) を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

8. 事業実績報告書及び成果物の納品

(1) 事業実績報告書

事業終了後、次の報告書を提出すること。

- ①概要版を含む事業実績報告書 2部 (併せて電子データを提出すること)

(2) 成果物

以下の成果物をデータ提出すること。

- ①本業務における広告宣伝で使用した素材データ一式

9. 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ①北海道に本社もしくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - ⑤暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - ⑥コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案（プロポーザル）に参加する者でないこと。
- (3) コンソーシアムにおいては、(1)、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
 - ①コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
 - ②委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。企画提案応募条件等

10. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
実施内容が、事業目的を資するものか、また目的を達成するために効果的であるか。
- (2) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力
事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

11. 事業者決定までのスケジュール

- (1) 当事業への参加表明 3月7日（火）15:00まで
- (2) 企画提案書提出 3月20日（月）10:00まで
- (3) 審査会 3月22日（水）予定

(4) 結果通知 3月23日(木)以降

※企画書は下記提出先まで、紙面、並びにデータで提出すること。

※6社以上の企画提案があった場合、書面審査により審査会に参加する5社を選定する。

1.2. 参加表明

下記期限内に、メールにより参加表明をおこなうこと。

(1) 表明期限 令和5年3月7日(火) 15:00

(2) 申請フォーマット 別紙のとおり

(3) 提出先 国内誘客部 菊地、坂本

to_kikuchi@visithkd.or.jp

h_sakamoto@visithkd.or.jp

1.3. 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和5年3月20日(月) 10:00(必着)

(2) 提出場所 公益社団法人北海道観光振興機構

札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階 国内誘客部 菊地、坂本

(3) 提出部数 企画提案書(A4版)6部

※1部のみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残り5部は担当者名を「A」、「B」等の表現を用いて記載し、社名は無記名で提出すること。

1.4. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。

(2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

①これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

②業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。

③業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

④見積書

費用項目の明細を記載すること。

*交通費、宿泊料、謝金、広告宣伝費 等

1 5. 企画提案に関する審査

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「審査会」という。）を実施する。日時及び場所については、別途通知する。

審査会に参加されない場合は棄権とみなす。

審査会時の追加資料の配付については認めない。

1 6. 再委託の禁止について

- 再委託の予定がある場合は（下記 B の業務に限る）、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予めと当機構の承認を得る必要があるので留意すること。

*当機構の承認を要する再委託の範囲は、次の区分における B を言う。

A「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことは出来ない。

B「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承認を要する。

C「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

1 7. 留意事項

- （1）企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- （2）提出された企画提案書は返却しない。
- （3）提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- （4）公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- （5）業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- （6）業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- （7）この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- （8）著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- （9）委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- （10）手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

1 7. 問い合わせ先

国内誘客部 菊地、坂本

電 話：011-231-5881

E-mail：to_kikuchi@visithkd.or.jp、h_sakamoto@visithkd.or.jp

参加表明書

「令和4年度 メディアプロモーションによる誘客促進事業」

委託業務に係る企画提案の参加表明を致します。

会社名	
担当者名	部署・役職：
	氏名：
連絡先	TEL：
	Email：

提出期限：令和5年3月7日（火）15：00

提出先：公益社団法人北海道観光振興機構

国内誘客部 菊地、坂本

E-mail：to_kikuchi@visithkd.or.jp

h_sakamoto@visithkd.or.jp